

## 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の概要

### 1 現行「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の概要

西東京市では、子育て支援関連の計画は、平成 16 年 2 月に策定した「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市子育て支援計画）」（平成 16 年度～平成 25 年度）と、次世代育成支援対策推進法によって策定を義務付けられた「西東京市次世代育成支援行動計画」（平成 17 年度～平成 26 年度）との 2 つの計画を策定していました。

平成 18 年度に「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市子育て支援計画）」の見直しを実施後、平成 22 年 3 月に 2 つの計画を統合した、現在の「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（次世代育成支援行動計画）・後期」（平成 22 年度～平成 26 年度。以下「現行ワイワイプラン」といいます。）を策定しました。

このたび、西東京市子ども子育て審議会では、子ども・子育て支援法に基づく 5 年が一期となる「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「法定支援計画」といいます。）を内包する西東京市子育て支援計画として、次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（計画期間：平成 27 年度～平成 36 年度の 10 か年を予定。以下「次期ワイワイプラン」といいます。）の策定に向け、審議していただきます。

### 2 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の概要

西東京市では、平成 27 年度を初年度とする「次期ワイワイプラン」を、平成 26 年度までに策定します。

「次期ワイワイプラン」は、「現行ワイワイプラン」の見直しを基軸として、「法定支援計画」を内包するものですので、見直し後の「ワイワイプラン」と「法定支援計画」とにより構成されます。

「次期ワイワイプラン」の策定に当たっては、地域の情報を収集・分析し、国や東京都の制度、西東京市総合計画等の本市における各種計画との整合性を図る必要があります。

**現行プラン** 様々な子育て支援施策が掲げられた計画

**法定支援計画**

- ①「地域子ども・子育て支援事業」として、「子ども・子育て支援法」第 59 条各号に定められた 13 事業（法定 13 事業）
- ②幼児期の学校教育・保育の、量の見込み・提供体制の確保の内容
  - ・実施時期を定めたもの（「子ども・子育て支援法」第 61 条）

### 3 「西東京市子ども子育て審議会」の概要

#### (1) 設置背景

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」では、「地方版子ども・子育て会議」の設置に努めること、また、会議の構成員について、教育・保育の関係者、子育て当事者である保護者の参画に配慮する等、幅広く意見を聞く仕組みが求められました。

西東京市では、平成 13 年以来、「西東京市子ども福祉審議会」を条例で設置し、この会議の中で、児童福祉に係る事項について調査審議していただいた上で、現行「ワイワイプラン」を策定してきました。

この経緯を踏まえ、かつ、「子ども・子育て関連 3 法」にも対応した審議会を構成するため、条例を改正し、この審議会を設置しました。

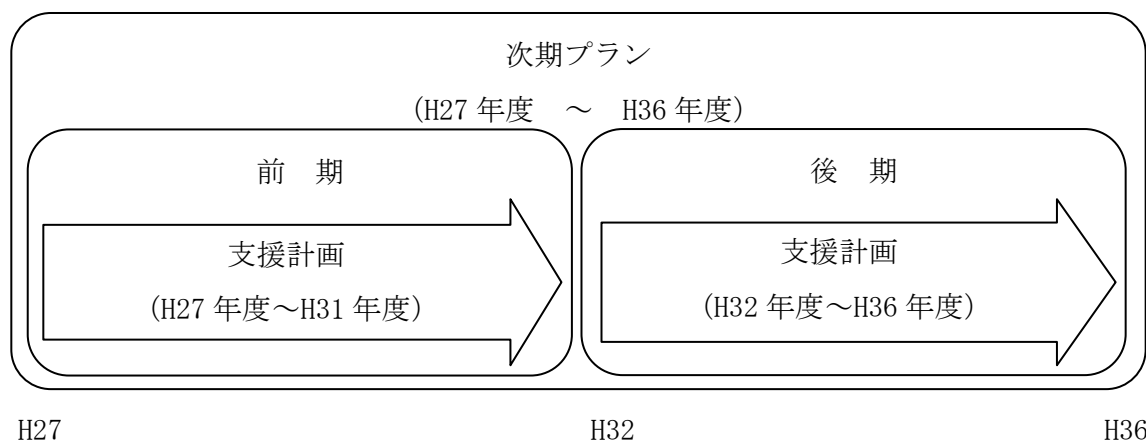
#### (2) 委員の構成

	子ども子育て審議会【改正後】 委員総数 16 人以内	子ども福祉審議会【改正前】 委員総数 12 人以内
子ども子育て(改正前は児童福祉)・医療	東京都小平児童相談所 市内私立保育園長代表 主任児童委員 西東京市医師会代表 認証保育所長代表 市内サークル、NPO 法人	東京都小平児童相談所 市内私立保育園長代表 主任児童委員 西東京市医師会代表
学識経験者	人権擁護委員 大学教授 東京都立田無特別支援学校 西東京市立小学校長代表 市内私立幼稚園長代表 東京都多摩小平保健所 西東京市社会福祉協議会代表	人権擁護委員 大学教授 東京都立田無特別支援学校 西東京市立小学校長代表 市内私立幼稚園長代表 東京都多摩小平保健所 西東京市社会福祉協議会代表
子どもの保護者	市内保育園 利用保護者 市内学童クラブ 利用保護者 市内私立幼稚園 利用保護者	

### 4 計画の期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の計画とします。ただし、「法定支援計画」については、「子ども・子育て支援法」に従い、5 年ごとに見直しを図り、前期は平成 27 年度から平成 31 年度までとし、後期は平成 32 年度から平成 36 年度とします。

また、5か年の「法定支援計画」の期間に合わせ、「次期ワイワイプラン」についても、平成27年度から平成31年度までを前期として見直しを行い、平成32年度以降の後期の「次期ワイワイプラン」を策定します。



## 5 ニーズ調査

### (1) 調査の必要性・本市における調査の方向性

「法定支援計画」を策定するために、地域の保育・教育の需要（ニーズ）を調査する（以下「ニーズ調査」といいます。）必要があります。そして、そのニーズを満たすことができるような方策を市町村ごとに計画することが、法により求められています。

調査を行うための様式（以下「調査票」といいます。）については、国からひな形が出されており、その一部が調査票に盛り込むべき必須の項目となっています。必須の項目以外の項目を調査票に盛り込むか否かは、自治体の判断に任されています。

そこで、西東京市のニーズ調査には、回収率を考慮しながら、次の項目を盛り込み、実施したいと考えています。

- ① 国の調査票のひな形のうち、調査票に入れることが必須となっている項目
- ② 前回のニーズ調査票（次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年に実施したもの。）の項目のうち経年変化をみたい項目
- ③ 西東京市独自の新しい項目

特に②については、西東京市市民のニーズの変化を把握することが重要であると考え、平成21年の調査項目をできるだけ活用することにしました。

### (2) 調査の方法

調査票を郵送し、郵送により回収します。

### (3) 抽出条件

住民基本台帳に基づく層化無作為抽出（年齢別・地域別）

### (4) 調査の対象

- ① 就学前児童（0歳～5歳）の保護者 1,500人
- ② 小学生（1～6年生）の保護者 1,500人

## (5) 設問

設問は、審議会で検討していただきます。

調査票は、回収率を考慮し、①②とも 20 ページ以内とします。

### 【前回ニーズ調査】

\* 就学前児童の保護者への調査：設問数は小問を含め 100 問程度、23 ページ、回収率 48%

\* 小学生の保護者への調査：設問数は小問を含め 90 問程度、18 ページ、回収率 44%

現行ワイワイプラン策定のため、平成 21 年 1 月に実施した、次世代育成支援行動計画ニーズ調査。 前回ニーズ調査の報告書は、西東京市 Web の「市政情報」>「施策・計画」>「各種調査報告」>「児童青少年」で確認できます。

## 6 幅広く意見を聴く仕組み

計画の策定に当たっては、幅広く意見を聴くことが求められます。このたびは、審議会の委員として市民の方に参画していただき、また、3,000 人の方々にニーズ調査を行い、意見を伺います。

さらに、子育てに関連する方の意見を、より広く伺うため、委員制度やニーズ調査を補完する仕組みとして、施設や事業を利用している方々へのヒアリング等を検討しています。

対象	関係事業・団体	ニーズ調査	調査時期	子どもの年齢	他の調査
保護者	母親(両親)学級 利用者	×	実施検討	妊娠時	
	乳幼児健診 受診者	△	実施検討	0歳～3歳未満	
	子どもの発達センター(ひいらぎ)利用者	△	実施検討	0歳～就学前(障害)	昨年、実施
	適応指導教室 利用者	△	実施検討	小学生・中学生	
	障害児放課後対策事業利用者	△	実施検討	小学生～高校生(障害)	
	のどか広場・児童館利用者	△	実施検討	全年齢	昨年、実施
	子育てサークル(父親など)	△	実施検討	各サークルによる	
	母子家庭団体	△	実施検討	多様な年齢	
	労働者組合など(ワークシェアリング)	△	実施検討	—	
子ども	児童館利用児童	×	ワークショップ 25年 11-12月	0歳～18歳未満	
市民	パブリックコメント	—	26年 9-10月	—	

備考) △…ニーズ調査の対象に含まれている可能性がある

×…ニーズ調査の対象に含まれない